

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書の提出について

大規模小売店舗立地法に係る計画書及び届出書（以下「届出書等」という。）の提出について、令和6(2024)年1月以降は、電子データも併せて提出いただきますよう、お願いいたします。

なお、電子データの提出につきましては、以下の点に御注意願います。

1. 電子データの提出について

(1)ファイル形式について

PDFでの提出をお願いいたします。

なお、登記簿謄本を除き、紙媒体の書類をPDFデータに変換しての提出はお控えください。

(2)データファイルについて

以下の項目ごとにデータファイルを分けて提出願います。

タイトルは以下の『』のとおりとし、修正等により再提出する場合は末尾に『_v02』を追記してください。

A. 店舗の概要に関する書類：『店舗名称_計画書・届出書_010 届出概要』

関係各課等との協議結果（届出書のみ）：『店舗名称_届出書_011 協議結果』

B. 交通関係：『店舗名称_計画書・届出書_020 交通関係』

C. 騒音関係：『店舗名称_計画書・届出書_030 騒音関係』

D. その他：『店舗名称_計画書・届出書_040 登記簿謄本等』

(3)ファイルサイズについて

届出書等1件あたり、50メガバイト以内としてください。

(4)提出先について

小山市産業観光部商業観光課

メールアドレス：d-kankou*city.oyama.tochigi.jp

(注意) *を@に変換して送付ください

2. 紙の提出部数について

計画書及び届出書の紙の提出部数は以下のとおりです。

条文 書類	第5条第1項	第6条第2項 附則第5条第1項	第6条第1項	第8条第7項 第9条第4項	第6条第5項 第11条第3項
計画書	2部	2部	—	2部	—
届出書	2部※	2部	電子データのみ	2部	電子データのみ

※審議会案件の届出書は、追加で12部提出